

(仮称) E N E O S 株式会社 研究開発拠点建設事業が  
環境に及ぼす影響に係る答申

令和 3 年 9 月 15 日

横浜市環境影響評価審査会



令和3年9月15日

横浜市長 山中竹春様

横浜市環境影響評価審査会  
会長 奥真美

(仮称) ENEOS株式会社 研究開発拠点建設事業が  
環境に及ぼす影響に係る調査審議について (答申)

令和3年7月12日環創環評第177号で諮問のありました標記について、当審査会は慎重に調査審議を行った結果、次のとおり結論を得たので答申します。

(仮称) ENEOS株式会社 研究開発拠点建設事業(以下「本事業」という。)は、ENEOS株式会社(以下「事業者」という。)が、神奈川県守屋町4丁目の一部(以下「計画地」という。)で、自然科学研究所を新設する部分の面積約2.9haの自然科学研究所を新設する事業です。

当審査会は、横浜市環境影響評価条例施行規則(以下「規則」という。)第15条第1項に定める基準に照らし、環境影響を受けやすいと認められる対象、又は環境の保全を目的として法令等により指定された対象が存在し、かつ、本事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるかどうかについて審議を行いました。

本事業の特性と計画地周辺の状況を踏まえ、審議した結果、環境影響を受けやすいと認められる対象は存在しますが、本事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすとは認められません。

なお、事業者は、当審査会で審議した内容を今後提出する図書に適切に反映させるとともに、計画段階配慮書及び当審査会に提出した資料に記載した配慮事項を確実に履行する必要があると考えます。

■ 横浜市環境影響評価条例に基づく手続経過

令和3年6月25日	事業者は横浜市環境影響評価条例第15条第1項に基づく第2分類事業判定届出書及び第2分類事業判定届出書添付資料※を横浜市長に提出
令和3年7月12日	環境影響評価審査会 市長は第2分類事業判定届出書の提出を受け、環境に及ぼす影響について調査審議するため審査会に諮問 事業者説明（説明資料）、質疑及び審議
令和3年8月17日	環境影響評価審査会 事業者説明（補足資料）、質疑及び審議
令和3年9月15日	環境影響評価審査会 事業者説明（補足資料）、質疑及び審議 事務局説明（答申案）、質疑及び審議

※第2分類事業判定届出書添付資料については、ホームページへの掲載、並びに環境創造局環境影響評価課及び神奈川区区政推進課での閲覧を実施し、周知。

■ 事業者が当審査会に提出した補足資料

- 1 閉鎖性水域（水交換量）について
- 2 ライフサイエンスの研究内容について
- 3 周辺水域への影響について

■ 横浜市環境影響評価審査会委員

上野 佳奈子

◎ 奥 真美

押田 佳子

片谷 教孝

○ 菊本 統

五嶋 良郎

酒井 暁子

田中 稲子

田中 修三

田中 伸治

中西 正彦

藤井 幹

藤倉 まなみ

宮澤 廣幸

横田 樹広

◎会長 ○副会長 五十音順 敬称略